

資料 4

物資調達・輸送調整等支援システムの機能強化について

「**プッシュ型物資支援**」とは、
発災当初において、被災自治体からの具体的な要請を待たずに必要不可欠と見込まれる物資、いわば被災者の人命にかかわる必需品を、国が調達し被災地に緊急輸送するもの。

- ・東日本大震災等の経験や教訓から、災害対策基本法が改正（平成24年改正）
- ・平成28年熊本地震において初めて実施されたもの

○災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（抄）

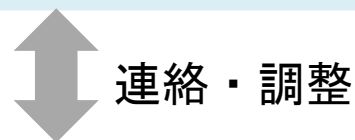
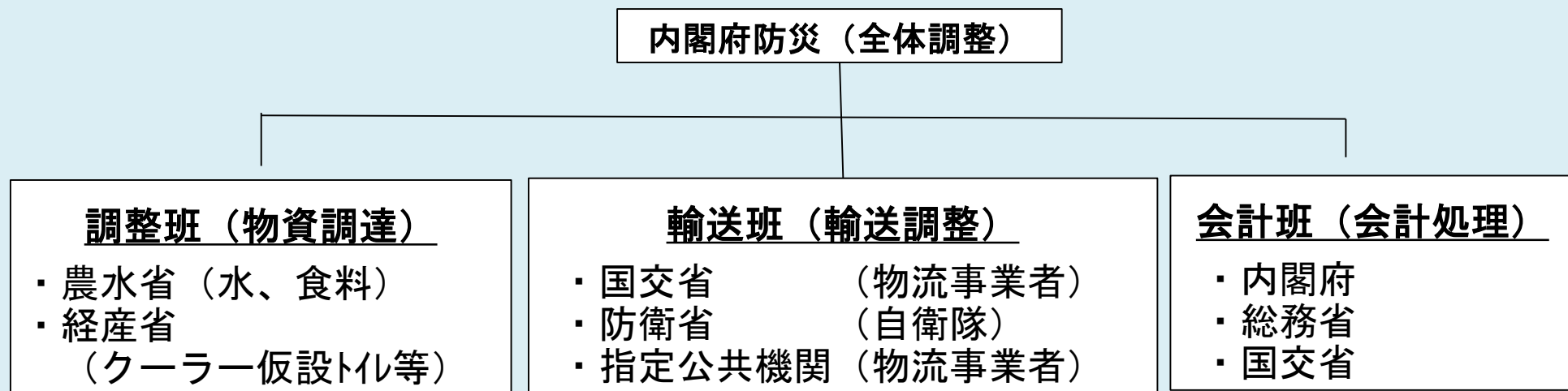
第86条の16（物資又は資材の供給の要請等）

2 指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は都道府県知事は、都道府県又は市町村の地域に係る災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合であつて、当該都道府県の知事又は当該市町村の市町村長が災害応急対策を実施するに当たって、その備蓄する物資又は資材が不足し、当該災害応急対策を的確かつ迅速に実施することが困難であると認める場合において、その事態に照らし緊急を要し、前項の規定による要請又は要求を待ついとまがないと認められるときは、当該要請又は要求を待たないで、必要な物資又は資材の供給について必要な措置を講ずることができる。

○プッシュ型支援を円滑に実施するため、平成30年7月10日、内閣府防災担当に、農林水産省、経済産業省、国土交通省、防衛省、指定公共機関からなる「**緊急物資調達・輸送チーム**」を設置。

(最大約30名が内閣府(8号館)に常駐)

緊急物資調達・輸送チーム（内閣府（8号館））



被災3県（岡山県・広島県・愛媛県）に派遣された政府職員

○プッシュ型支援により、水、食料、クーラーなど避難所に避難している被災者の生活に不可欠な物資約257万点を供給。(平成30年7月26日をもって地域主導の調達に移行)

○ 水、飲料関係 721,308本

- ・水(500ml) 244,760本
- ・その他飲料 476,548本

○ 食料品 428,121点

○ クーラー 630台

○ トイレ関係 6,230点

- ・仮設トイレ 292基
- ・その他(トイレトーパー等) 5,938点

○ 寝具関係 7,754点

- ・段ボールベッド 6,817個
- ・その他(パーテーション、マット等) 937点

○ 衛生関係 40,169点

- ・生理用品 10,344セット
- ・洗濯機・乾燥機 149台
- ・その他(タオル、下着類等) 29,676点

○ 飲食関係 27,230点

- ・冷蔵庫 78台
- ・その他(紙皿、紙コップ等) 27,152点

○ 復旧資機材関係 1,342,486点

- ・土のう袋 1,311,820枚
- ・ブルーシート 3,914枚
- ・その他(スコップ・ゴム手袋等) 26,752点

合計 2,573,998点

(平成30年8月28日時点)

「平成30年7月豪雨に係る初動対応検証チーム（座長：杉田内閣官房副長官）」
災害対応に当たった政府職員の経験を収集整理し、今後の災害対応に活かすこと等を目的として設置されたもの

①避難所の状況把握及び物資調達・輸送、②がれき処理・土砂撤去、③給水支援・水道復旧、④住まいの確保、⑤自治体支援の5点に焦点を当てて検証



【平成30年7月豪雨に係る初動対応検証レポート】（平成30年11月）

4. 避難所の状況把握及び物資調達・輸送

(2) 物資調達・輸送

【見直しの方向性】

○内閣府防災担当は、避難所のニーズと必要な物資の発注、物資到着状況の確認を一元的に行うことができるよう、物資調達・輸送調整等支援システムの機能強化を行う。

- このシステムは、国と地方公共団体の間で、物資の調達・輸送等に必要な情報を共有し、調整を効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現するためのもの
- 国と都道府県との間の情報共有に限定されている現行システムを、市町村の物資拠点や避難所の物資情報(ニーズ、調達・輸送状況等)を国・都道府県・市町村で共有できるよう、機能強化を予定

